

令和8年度 池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金 募集要項

池田市 総合政策部 政策企画課

1. 目的

「池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金」は、SDGsを共通言語とした多様な主体の連携による新たな事業の実施に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域課題の解決を図ることを目的としています。

2. 補助金の対象となる団体

池田市SDGs推進プラットフォームの構成員

池田市SDGs推進プラットフォームは、池田市に関わりのある企業、大学・研究機関、官公庁、各種団体などが集い、SDGsを共通言語として多様な主体間の交流を促進し、連携を強化することで、地域課題の解決に向けた情報共有や新たな取組の創出することをめざして設置・活動しています。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sdgs/platform/17455.html>

3. 補助金の対象となる事業

次の(1)～(4)をすべて満たす事業であって、令和8年度中に完了する事業

- (1) 池田市内で新たに実施され、市民のSDGs推進に係る意識の向上に資する事業
- (2) SDGsに掲げる17の目標のいずれかの達成に貢献できる事業
- (3) 市長が毎年度定める「重点テーマ」のいずれかに該当する事業

「重点テーマ」について：

池田市では、本市を取り巻く社会状況を踏まえて、限られた人材や財源を重点的に取り組むべき施策へ配分するために、毎年度、施政及び予算編成にあたって重点的に取り組むべきテーマ(=重点テーマ)を設定しています。

【令和8年度の重点テーマ】

- ① 教育・子育て支援や日々の暮らしにかかわる取組の充実など、若い世代の転入とその後の定住につながる施策
- ② 多様な人材(年齢、性別、国籍、障がいの有無など)の活躍や新たな官民連携事業・取組の創出など、地域の活力向上につながる施策

(4) 補助金の申請者を含む2者以上の団体が連携して行う事業

- ・ 連携先となる団体は、SDGs推進プラットフォームの構成員以外でも構いません（なお、本事業を通じて新たに構成員となっただけを期待します）。
- ・ 次のいずれかに該当する団体は対象外です。
 - ア 池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条例第20号)に規定する暴力団又は暴力団密接関係者である。
 - イ 国税及び地方税を滞納している。
 - ウ 過去3年以内にその他重大な法令違反がある。
- ・ 連携先となる団体に池田市やその関係機関(池田市教育委員会など)を含んでいただくことも可能ですが、その場合、これらの機関を除いても2者以上を満たすようにしてください。

※ 次のいずれかに該当する事業は補助事業となりません。

- (1) 法令、条例等に違反する事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する事業
- (3) 特定の者の利益のみを目的とする事業
- (4) 政治活動、宗教活動を目的とした事業
- (5) 本市又は国、他の地方公共団体から補助を受けている事業又は委託された事業
- (6) 他の団体等への単なる補助となっている事業
- (7) 既存事業の単なる予算の付け替えにとどまる事業
- (8) その他この補助金の趣旨に反するものとして市長が認める事業

4. 補助対象となる経費

令和8年度中に支出される経費であって、下表に掲げるもの

項目	内容の例示
報償費	ボランティア、コーディネーター、外部講師等に係る謝金
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷、報告書の印刷製本費等
燃料費	補助事業を行うために必要な車両のガソリン代等
消耗品費	文具、日用品、原材料費等 ※ただし、飲食費、茶菓代は対象外とする。
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料等
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	団体では実施が困難な事務(会場設営、機器運搬)等の委託費 ※ただし、事業の全部委託は対象外とする。
使用料・賃借料	会場使用料、システム利用料、資機材賃借料等

その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの
-----	---------------------

※ 以下の経費は補助対象外です。

- (1) 補助事業に直接的に関係しないとみなされる経費
- (2) 団体の運営、営利活動に係る経費
- (3) その他市長が不適當又は不必要と認める経費

※ 補助金の交付決定を受ける前に支出が行われた経費は対象外です。

※ 実績報告の際に挙証資料が提出できない又は不備がある経費、あるいは実績報告時に支出が完了しない経費は対象外です。

5. 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助事業で得た収入額を差し引いた額に2分の1を乗じた額(1,000円未満切り捨て)とし、20万円を上限とします。

※ 消費税等仕入控除税額に係る金額は含みません。

6. 事業の申請

- 申請期間 令和8年5月1日(金)～5月22日(金)
- 申請方法 以下の電子申請フォームから、次の必要書類をアップロードしてください。

申請フォーム <https://logoform.jp/f/JNnMq>

必要書類 ①池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付申請書(様式第1号)

②事業計画書(様式第2号)

③②の参考資料(企画書、チラシなど)

④収支予算書(様式第3号)

⑤実施団体概要書(様式第4号) ※連携して取り組む団体数分

⑥⑤の参考資料(定款、会則、規約、開業届、会員名簿など)

※ その他、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- 事前相談 上記による正式な申請に先立ち、事前相談を随時受け付けています。
本要項の末尾の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

7. 事業の審査

申請期間に申請のあった事業は、事務局において審査を行い、交付の可否を決定します。なお、予算額を超える申請があった場合、予算額の範囲内で採択する事業を決定します。

審査は、上述の各要件に適合していることを前提として、以下に示す基準に基づき評価・比較を行います。

1 事業内容	事業が本補助金の趣旨に合致しているか。
2 SDGsへの寄与	事業を通じSDGsのゴールの達成に寄与し、また、市民のSDGs推進に関する意識の向上に資するか。
3 重点テーマへの寄与	市の重点テーマに沿った事業であり、当該テーマの効果的な推進に資するか。
4 事業の新規性等	地域課題や先行事例などを十分に踏まえ、市内では未実施となる創意工夫のなされた事業であるか。
5 事業の継続性	補助終了後も自立的・発展的な取組の継続が期待できるか。
6 連携体制	連携主体それぞれの特性・リソースが生かされた、効果的な体制が構築されているか。
7 事業費	補助対象経費について、費用対効果を考慮し、適切な積算が行われているか。

8. 実績報告、補助金のお支払い

事業の完了の日から1か月を経過する日、または令和9年3月31日のいずれか早い日まで、下記の書類の提出による実績報告を行っていただきます。提出の方法など詳細は採択団体に対して別途お知らせします。

必要書類 ①池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金実績報告書(様式第9号)
 ②事業報告書(様式第10号)
 ③②の参考資料(企画書、チラシ、記録写真など)
 ④収支予算書(様式第11号)
 ⑤④に係る領収書などの写し

※ その他、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

実績報告の完了後、補助金額の確定を行い、池田市から1か月以内を目途に補助金のお支払いを行います。

9. 年間スケジュール(想定)

時期	内容
随時	事前相談の受付
令和8年5月1日～5月22日	申請受付

令和8年6月初旬	交付決定、事業着手
～令和9年3月末	事業完了後1か月以内、または3月末までに実績報告
実績報告後	お支払い(補助金額確定後、1か月以内を目途)

※ 実績報告いただいた内容に応じ、池田市SDGs推進プラットフォーム会合での成果報告などにご協力いただく場合があります。

※ 交付決定の件数・金額などに応じ、年度中に追加の申請受付を行う場合があります。

10. お問い合わせ

池田市 総合政策部 政策企画課

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1-1

TEL 072-754-6213

MAIL seisaku@city.ikeda.osaka.jp